⑻　本工事は、企業の技術力（技術提案［ＶＥ提案］、工事全般の施工計画及び賃上げの実施に関する評価を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案［ＶＥ提案］、工事全般の施工計画及び従業員への賃金引上げ計画の表明書等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―２による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③　建設リサイクル法対象工事
④　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑤　難工事施工実績評価対象工事
⑥　難工事功労表彰評価対象工事
⑦　技術提案簡易評価型
⑧　段階選抜一次審査選抜者数拡大
⑨　ＣＣＵＳ活用推奨モデル営繕工事
⑩　週休２日促進工事（発注者指定方式）
⑪　ＥＩＲ（発注者情報要件）を適用した施工ＢＩＭの試行を行う対象工事

⑾　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の工事である。詳細は入札説明書による。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒀　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

㋐　次の１から３に示す全ての要件を満たす建築物の新築又は増築工事
１．建物用途　事務所、庁舎、類似施設又は複合用途施設
・類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室（実験室を除く。）、これらに類する室及び付属する共用部の合計面積が全体の１／２を超える施設をいう。
・複合用途施設とは、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が全体の１／２を超える施設をいう。ただし、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が、３．の延べ面積以上である施設でもよい。
２．構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造　地上４階以上
３．延べ面積　3,000㎡以上（建築物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

㋑　次の１及び２に示す全ての要件を満たす建築物の新築又は増築工事
１．構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
２．延べ面積　1,000㎡以上（建築物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

上記㋐、㋑の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和５年２月９日までを予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

㋐　次の１から３に示す全ての要件を満たす建築物の新築又は増築工事
１．建物用途　事務所、庁舎、類似施設又は複合用途施設
・類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室（実験室を除く。）、これらに類する室及び付属する共用部の合計面積が全体の１／２を超える施設をいう。
・複合用途施設とは、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が全体の１／２を超える施設をいう。ただし、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が、３．の延べ面積以上である施設でもよい。
２．構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
３．延べ面積　1,000㎡以上（建築物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。

上記㋐の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記㋐の工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。